

大平町

地域協議会だより

平成25年度栃木市地域自治交流会
栃木市地域協議会連絡会・栃木市栃木町まちづくり検討委員会



地域自治交流会で、鈴木市長に
意見書を手渡す柴田会長

2013年9月 第28号

地域自治交流会 開催

8月31日(土)、都賀公民館において、大平、藤岡、都賀、西方の地域協議会及び栃木地域まちづくり検討委員会の委員が一堂に会し、『平成25年度栃木市地域自治交流会』が開催されました。

まず初めに、設定したテーマごとに各委員が5班に分かれ、意見交換を行いました。「地域住民のまちづくりに対する意欲・関心の喚起」のテーマで話し合った班では、「世代間の交流を図ることで地域住民のつながりができ、まちづくりへの関心が高まるのではないか」、「未来を担う子どもたちが住みたいと思うまちづくりが必要」という意見等が出されました。

その後、各会の会長が、これまで各地域で議論してきた身近な課題に関する意見書を鈴木市長へ手渡しました。

市の担当課は、その意見書の内容を十分尊重し、基本的には翌年度以降の施策等へ反映できるように努めることになりました。



平成25年度

意見書について

8月31日の地域自治交流会において、これまで、班ごとに分かれて議論してきた地域の課題をまとめたい意見書を市長へ提出しました。内容は次のとおりです

①学校施設の安全対策について

学校施設の安全対策は、施設管理者の責務ですので、万全の体制を構築すること、特に左記の点には特段の配慮をするよう要望しました。

【高木対策】

大平地域の学校には、通常の高所作業車では対応できない様な巨木もあり、枝の落下等の危険に直面している学校が複数あります。特に、大平東小学校では昨年、数回枝が落下しており、大変、危険な状況下に置かれていたため、早急に対応するよう要望しました。

【安全対策に係る迅速かつ柔軟な対応】

組織の一元化により、これまで当該地域には無かった危険箇所への対応の滞りなど諸案件への対応の遅延が見受けられます。

これまで各教育支所が担っていた学校の維持補修業務を本庁で一

②大平地域公立学校施設の充実について

元的に行うことは無理が生じると思われるため、「少額の維持補修は校長の裁量に委ねる」ことや「地域教育行政の窓口機能を有する教育支所が初期対応を担う」など、学校施設の安全対策に迅速かつ柔軟に対応できる体制の構築を要望しました。

【大平中学校】

現在、栃木市の公立学校の中で、自校のプールを利用できないのは大平中学校のみであり、当協議会が実施したアンケートでは、大平中学校の生徒からプール建設の要望が多く寄せられたため、十分に検討するよう要望しました。また、建設が難しい場合は、民間室内プールの活用等も検討するよう併せて要望しました。

【大平南小学校】

災害時に地域の防災施設として指定されている体育館が老朽化し

ており、その機能を果たせない懸念があるため、校舎建て替えに併せて、体育館を建て替えることについて検討するよう要望しました。

【大平西小学校】

校庭の白砂の反射が眩しく、児童への健康被害が懸念されていること、粒が粗く、児童の怪我也絶えない等の問題が生じているため、砂の入れ替えを要望しました。



西小学校の校庭

③現代社会の変化に伴う教育環境の整備について

現代社会の情勢は、数年前とは大きく変わっており、これまでの慣例に習うだけではなく、社会情勢の変化に即した対応が必要であると考えます。

当協議会が地域内の各学校を訪問した際に見受けられた次の案件について、必要な措置を検討するよう要望しました。

【外国人児童・生徒への対応】

大企業が存在し、外国人労働者を多く抱える大平地域では、その子どもたちの教育問題が深刻化しつつあるため、これらの現状を把握し、状況に応じた対応をするよう要望しました。

【発達障がい児童への対応】

発達障がいを持つ児童が増加しており、現在、栃木市では支援員を各学校に数名ずつ配置していますが、人数が足りていないのが実情です。

増員するには多大な支出が見込まれ、財政に悪影響を及ぼすことにもなるため、地域やPTA等のボランティア制度の構築など、新たな支援制度を検討するよう要望しました。

【温暖化への対応】

児童・生徒の健康面への配慮や良好な教育環境保持のため、今後建替えをする学校には、エアコンを設置していく方針ですが、既設の学校については、当面は現状のままになると思われます。

学校の構造等によつては、児童・生徒の健康に影響を及ぼすことも懸念されますので、現状を把握のうえ、状況に応じて対応するよう要望しました。

なお、具体的案件では、大平南

中学校 4 階の 1 教室では、7 月上旬で 35℃ に達しているため（同校 4 階の他の教室は 30℃）、早急な対応を要望しました。

④ 通学路の安全確保について

通学路については、ドライバーのモラルの低下と併せて、標識等が分かりづらい箇所や周知不足等もあり、通行禁止時間帯にもかかわらず通過する車が多いのが現状です。

ドライバーの交通安全への意識向上を図るため、最近の道路に見られるようになった歩道部カラーリングを通学路にも実施することを提案しました。

また、実施の際は、市内全域で色を統一するとともに、広報等で十分に周知することも要望しました。

さらに、通学路の安全対策を優先的に考えて、関係する予算の増額についても併せて要望しました。



カラーリングの例

第 3 回（7 月 30 日） 大平町地域協議会

《意見聴取事項》

都市計画マスタープランの 地域別構想(案)について 【都市整備部都市計画課】

◇ 地域別構想の位置づけ

全体構想の将来都市像、各部門別の基本方針を前提に、各地域の異なる特性や課題に対応し、地域レベルのまちづくりの方針を定めます。

◇ 地域別構想の視点

- 視点① 地域別の市民ニーズを反映する。
- 視点② 地域の資源、個性を大切にす。
- 視点③ 旧市町の取り組みを踏まえる。

◇ 地域区分

旧市町を単位とします。

◇ 大平地域の現状(他地域と比較)

- ・ 人口密度が高い
- ・ 1 人当り都市公園面積がやや低い
- ・ 下水道普及率がやや低い

◇ 地域の将来像

自然・田園環境に抱かれた、美しく豊かに暮らす地域づくり

◇ 地域づくりの目標

- ① 充実した都市機能で豊かに暮らせる地域づくり
- ② 地域の個性を活かした魅力で人々をいざなう地域づくり
- ③ 新たな拠点施設や広域交通網を活かした活力ある地域づくり
- ④ 安心・快適で暮らしやすい地域づくり

◇ 地域づくりの基本方針

- ① 新大平下駅及び大平下駅周辺の地域拠点の整備を推進します。
- ② 太平山及び南山麓周辺等における総合的観光施策の展開を図ります。
- ③ 新たな地域の活力を創出する拠点整備や産業・物流施設等の誘致を図ります。
- ④ 防災及び生活関連施設の機能強化による安全・快適な生活環境を確保します。



◇ 部門別地域整備方針(抜粋)

- ① 土地利用
 - ・ 駅周辺の都市機能の集約
 - ・ 栃木駅南に新たな拠点形成
 - ・ 市街化区域内の環境の改善を推進するとともに計画的な土地利用の転換を促進
 - ・ 市街化調整区域内の自然環境及び農地の保全
- ② 交通体系
 - ・ 広域的な幹線道路を活かした道路網の形成
 - ・ 円滑で快適な道路ネットワークの形成
- ③ 都市施設
 - ・ 公園・緑地の適正な維持管理、機能充実
 - ・ 上・下水道等の供給処理施設の維持管理
- ④ 市街地整備
 - ・ 駅周辺の地域拠点の整備
- ⑤ 都市防災
 - ・ 防災性向上と防災施設の確保
- ⑥ 都市景観
 - ・ 市街地における豊かな緑環境と共生するうるおいある都市景観の創出
- ⑦ 都市環境
 - ・ 都市機能をコンパクトに集約させた環境にやさしいまちづくり

地域協議会としての意見

原案のとおり、了承する。

大平中学校整備検討委員会の 委員推薦について

築50年以上が経過し、耐震補強が出来ない状況となっている大平中学校校舎を改築するにあたり、建設に対する基本方針や基本設計について検討を行う上記委員会の委員として、小林委員が選任されました。

**良好な景観形成のための行為の制限と
景観重要建造物等の指定の方針について**
【都市整備部都市計画課】

◆良好な景観形成のための行為の制限

- ・景観計画区域（市域）の全ての地域で、景観形成のために配慮すべき基準を設けます。
- ・市全域の基準とは別に、景観形成重点地区では、独自の基準を設けます。

【区域における行為の制限】

①届出の対象となる行為
届出を要する行為や規模に

大平町地域協議会委員名簿

氏名	備考
1 伊藤 宏幸	大平地区体育協会
2 尾花 隆男	大平地区社会福祉協議会
3 柏倉 昭夫	大平町認定農業者連絡協議会
4 河田 公美	大平町商工会
5 川田 匡男	栃木市老人クラブ連合会大平支部
6 佐山 幸子	大平女性団体連絡協議会
7 中島 豊和	栃木市PTA連合会大平ブロック
8 柳田 和子	大平町まちづくり団体連絡協議会
9 山田 勝三	大平地域自治会連合会
10 赤澤 美智子	学識経験を有する者
11 阿部 勝彦	
12 柴田 保男	
13 小林 明彦	公募に応じた者
14 高際 悦子	
15 富山 勝也	

【重点地区における行為の制限】

今回の計画で重点地区として指定されている「栃木地域歴史的町並み景観形成重点地区」の届

ついて記載。
②区域における景観形成基準
形態や色彩、面積、高さ等の基準を記載。
③ゾーン別の景観形成基準
4つのゾーン（市街地利用、田園・農村的利用、森林環境利用、自然環境利用）ごとの基準を記載。

出の対象となる行為や基準について記載。

◆景観重要建造物及び景観重要樹木に関する事項

地域のシンボルのような建造物や樹木を、景観重要建造物（樹木）として指定し、外観等の変更等を制限するとともに、保全・活用のための支援を行います。

地域協議会としての意見

原案のとおり、了承する。

今後の地域協議会の予定

- ◆第6回大平町地域協議会
10月18日（金）午後1時30分～
 - ◆第7回大平町地域協議会
11月21日（木）午後1時30分～
- 【場所】大平総合支所
別館大会議室

※会議は傍聴できますので、ご希望の方は、開始時間までに会場へお越しください。

地域の皆さんの

ご意見をお寄せください

大平地域のことについて、ご意見等がありましたら、左記の電話やFAX、メール等でお寄せください（様式不問）。

ご意見等の内容によって、地域協議会で検討いたします。

大平町地域協議会だより

— 第 28 号 —

平成 25 年 9 月 20 日発行

発行 大平町地域協議会研究会

〒329-4492 栃木市大平町富田 558 番地

大平総合支所地域まちづくり課

（電話）0282-43-9205

（FAX）0282-43-8818

（E-mail）o-chiiki@city.tochigi.lg.jp